

公認会計士・監査審査会の 活動状況と今後の方向性 -監査役への期待-

金融庁

公認会計士・監査審査会事務局長

兼 検査局審議官

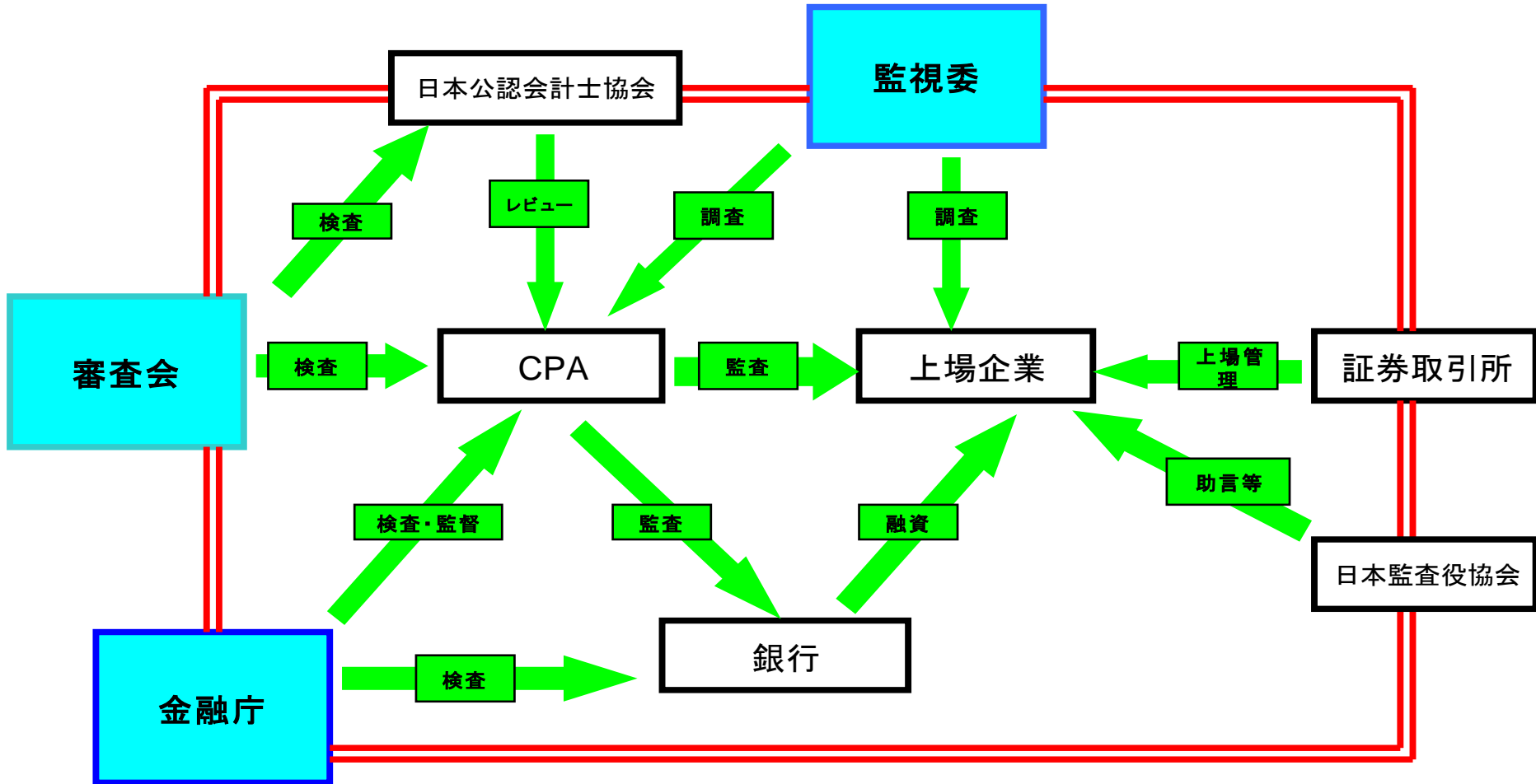
佐々木清隆



Agenda

- 1. 公認会計士・監査審査会の組織**
- 2. 公認会計士・監査法人に対する審査・検査**
- 3. 第4期基本方針・平成25年度審査・検査基本計画**
- 4. 監査法人検査及び金融検査を通じてみた諸課題**

== 連携





1. 公認会計士・監査審査会の組織



主な業務・権限

1. 公認会計士・監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査等
2. 公認会計士試験の実施
3. 公認会計士・監査法人に対する金融庁による懲戒処分等の調査審議

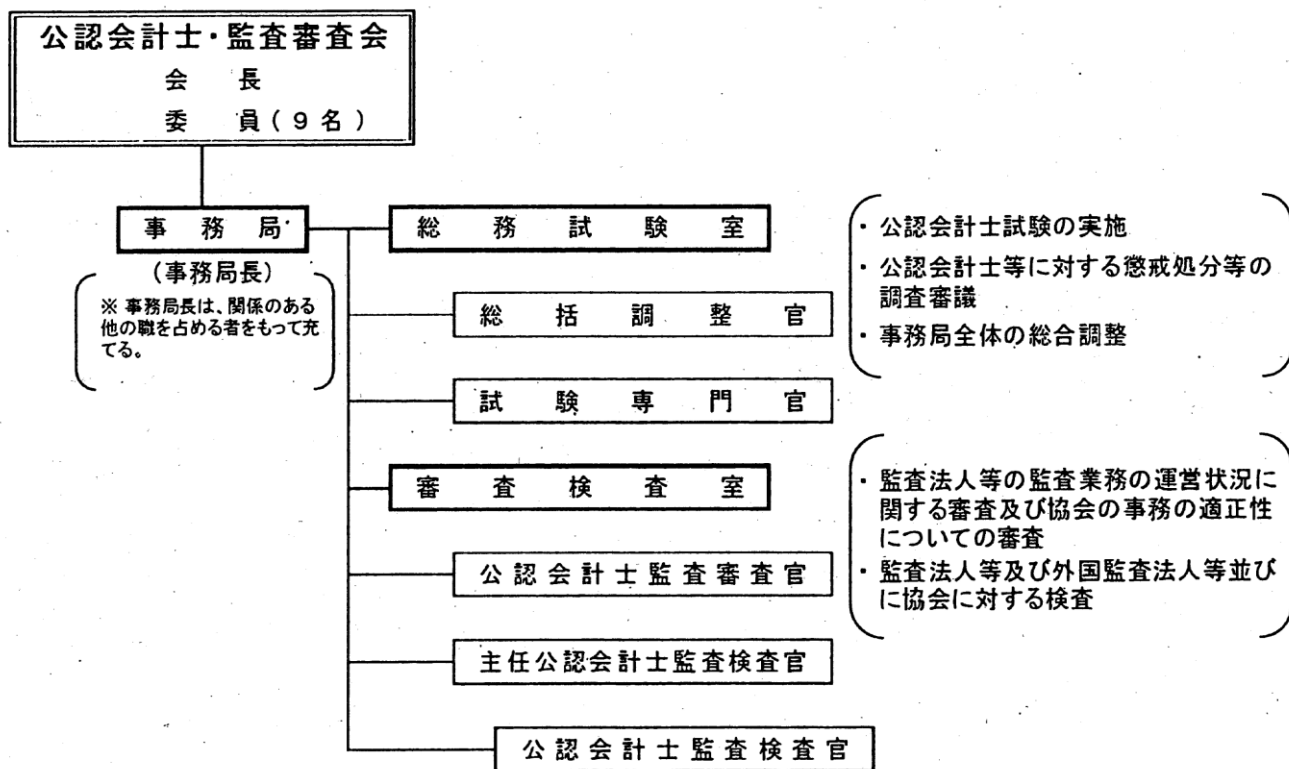


審査会の組織

平成16年4月設置。現在第4期（平成25年4月～28年3月）

- 千代田会長
- 廣本常勤委員
- 非常勤委員（8名）

事務局の構成



事務局の定員の推移

(単位:人、年度末ベース)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
合 計	47	51	55	58	57	56
総務試験室	12	12	14	14	14	14
審査検査室	35	39	41	44	43	42
主任公認会計士 監査検査官	4	5	5	7	7	7
公認会計士監 査検査官	24	26	28	27	28	26



2. 公認会計士・監査法人 に対する審査・検査



企業の会計不正・粉飾の増加

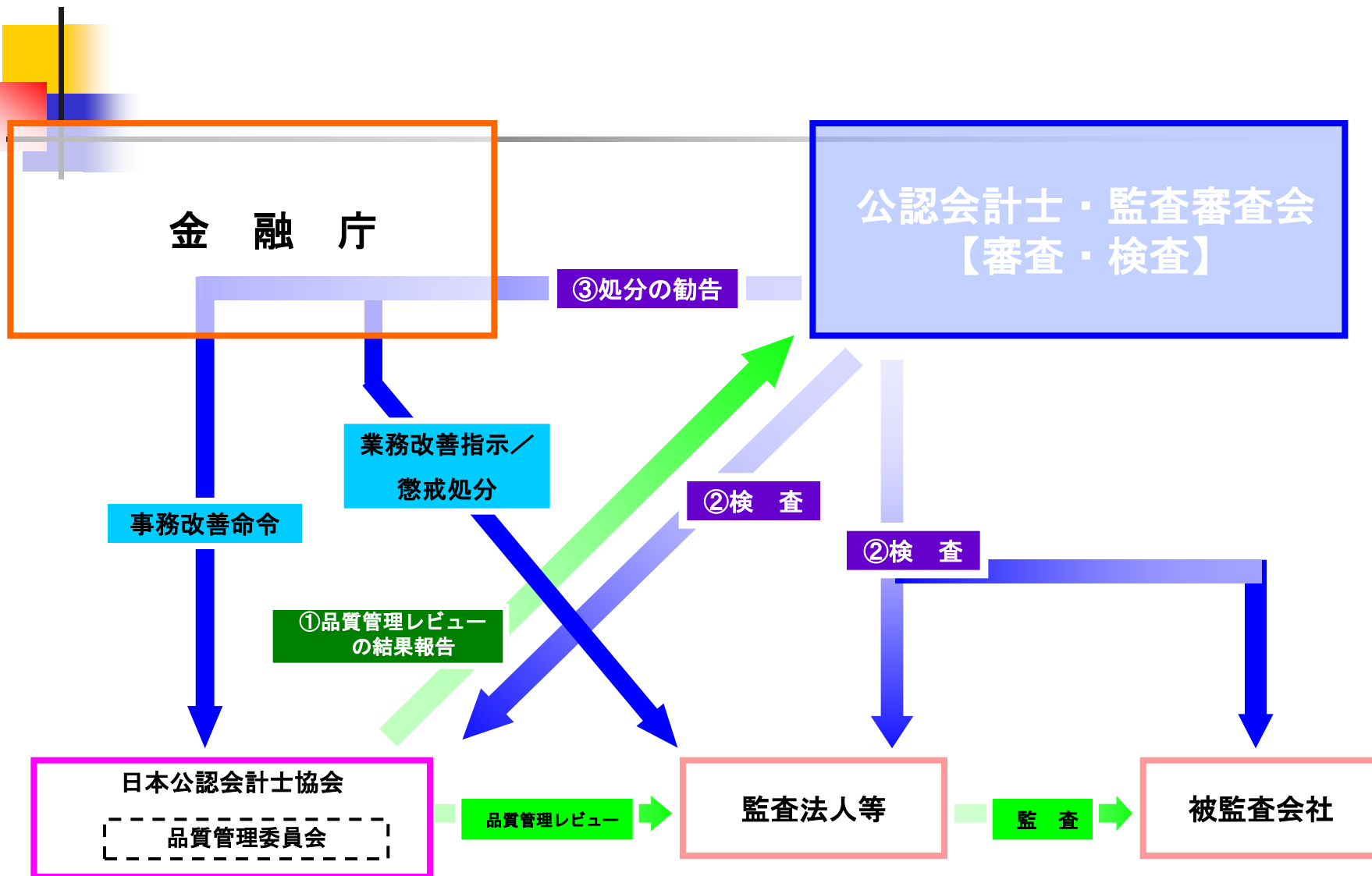
- 2001年エンロン破綻とアーサーアンダーセン問題(米国)
- 2005年カネボウ粉飾・中央青山監査法人問題(日本)
- 2006年ライブドア事件
- 伝統的な粉飾に加え、いわゆる不公正ファイナンスの増加



会計不正・粉飾と監査対応

- 監査基準の改定・強化：会計不正の予防、財務情報の信頼性強化
- 監査法人自身の審査機能：監査品質向上のための監査法人としての自己規律
- 日本公認会計士協会による品質管理レビューの導入（1999年）：自主規制機能
- 公認会計士・監査審査会の設立（2004年）：公的監視

「品質管理レビュー」に対する審査及び検査





審査・検査の目的: 監査の品質確保・向上

- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー(自主規制)を前提に、審査会による審査・検査(公的規制)が補完する二重チェック・システム
- 監査事務所における監査業務の適切性の検証
- 協会の品質管理レビューの実効性の検証



審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査:協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入検査:協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告

審査・検査の実施状況

■ 審査の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	94	140	139	131	120	83	99	86	73

(注1)平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2)平成24年は、平成25年3月31日までにレビュー報告書を受理した件数で集計。

■ 検査の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	2	12	13	11	5	7	9	9	11

(注1)平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2)検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。

金融庁長官への勧告

- 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成25年3月31日現在)

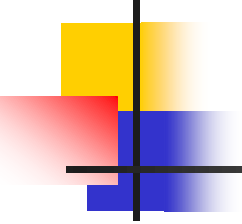
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
件数	4	3	5	1	1	1	2	2

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。



監査事務所検査結果事例集 (平成25年7月)

- 審査会検査における主な指摘事例の公表
- 監査事務所による自主的な取組みを期待
- 審査会としての期待水準の提示
- 上場企業取締役・監査役、投資家等市場関係者にとっての参考情報



3. 第4期基本方針・ 平成25年度審査・検査基本計画



審査基本計画(1): 協会レビューの検証

- 協会レビュー報告(毎年約100件)の審査に基づく監査事務所のリスク・アセスメント: 検査、報告徴収先等の選定
- リスクアセスメントの視点
 - レビューでの指摘及び監査事務所による改善状況
 - 審査会検査実施状況(検査未実施先の優先)
 - 監査事務所に関する各種情報収集: 金融庁、証券取引等監視委員会、証券取引所等



審査基本計画(2): 重点的検証・報告徴収の活用

- リソースの制約、検査実施件数(年間10件程度)を踏まえ、オフサイトでの報告徴収の積極的活用(特に、検査未実施先)
- 協会レビューへの対応状況の確認
- 業界横断的な問題、その時々課題等(監査役と監査人のコミュニケーション、監査人の交代・引継ぎ、グループ監査等)

報告徴収の実施状況

■ 重点的検証等の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H22	H23	H24
件数	32	31	58

■ 検査結果通知後の報告徴収の実施状況

(平成25年3月31日現在)

	H22	H23	H24
件数	3	4	5



大手監査法人検査(1): リスクベース検査の徹底

- 2年毎の協会レビュー
- 審査会発足後、2年毎3巡目の検査
- グローバル・グループによる定期的検証
- 米国PCAOBによる検査の実施

→ **minimum standard**の品質管理の基本的問題よりも、グローバルな監査法人としての**best practice**の構築が一層重要

→ 単なる準拠性の観点からの形式的な指摘よりも、より本質的な問題の検証の必要性

大手監査法人検査(2): 重点項目

- 個別監査業務のリスクへの着目
- 法人の末端までの品質管理の定着状況;本部と地方事務所のgapの問題
- グループ監査における海外の監査人とのコミュニケーションの状況
- 経営管理を含めた業務管理体制の整備状況
- 業界横断的問題(監査役とのコミュニケーション、監査人の交代等)
- 指摘ではないが、**best practice**の観点からの課題の共有



中小監査事務所検査(1): 品質管理の基本の検証

- 中小監査法人の問題:会計士5名で届出のみで法人設立可能;上場企業を監査する組織態勢としての実効性への懸念
- 監査法人の交代および新設監査法人の問題:いわゆる「駆け込み寺」監査法人
- 監査法人としての基本が不十分:ミニマム・スタンダードの観点での検証の必要性
- 不十分な職業的懐疑心等
- 場合によっては、協会の品質管理レビューを待たずに、機動的に検査を実施



中小監査事務所検査(2): 重点項目

- 中小監査事務所の体制に起因した業務運営上の問題等
- 新設監査法人における品質管理の状況
- 所属社員等の経験、能力、監査資源等の問題
- 業界横断的問題(監査役とのコミュニケーション、監査人の交代等)



協会の品質管理レビューの 機能向上に向けた取り組み

- 審査会検査の前提としての、自主規制機関である協会レビューの重要性
- 個別監査法人検査を通じた協会レビューの実効性の検証
- 検査結果を踏まえた協会及びレビューアーとの意見交換
- 協会による自主的なレビューの改善
- 審査会研修へのレビューアーの参加(初めて)



審査・検査の事後的な対応

- 検査結果通知から一定期間経過後に報告徴収を実施
- 報告徴収結果を次回の検査等に活用
- 検査結果の分析に基づく業界横断的な問題点の抽出
- 当該問題点について関係先との認識の共有、情報発信：協会、金融庁、証券取引等監視委、証券取引所、監査役協会、投資家諸団体等



4. 監査法人検査及び金融検査を 通じてみた諸課題



監査人と監査役のコミュニケーション (1)

1. 監査人が監査先企業における問題を把握した場合の監査役等への通報

①会社法397条

- 監査において発見した、監査役の職務遂行との関連で重要な事項(内部統制の重大な欠陥、取締役等の不正、違法行為等)の監査人と監査役のコミュニケーションの必要性

監査人と監査役のコミュニケーション (2)

②金商法193条の3

- 監査人による監査先企業における法令違反等事実の発見への対応；監査役への通知の上での当局（金融庁長官）への申し出
- 通知を受けた上場企業における適時開示のあり方
- 本条に基づく監査人→監査先企業（監査役）への通知事例は？



監査人と監査役のコミュニケーション (3)

2. 監査人の職務遂行に関する監査役と監査人のコミュニケーション

① 会社計算規則127条4号

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務。

監査人と監査役のコミュニケーション (4)

②会社計算規則131条1号、3号

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました



監査人と監査役のコミュニケーション (5): 双方が不十分

- 監査役と会計監査人の不十分なコミュニケーション
 - ① 会計監査人→監査役: 説明するインセンティブの不足(監査役から聞かれなければ説明しない)「監査役は会計も監査もわからない。。。」
 - ② 監査役→会計監査人: 理解の不足、「会計監査人と何を話したらいいかわからない。。。」



監査人と監査役のコミュニケーション (6): 会社法改正案

- 監査人の選解任議案・報酬等決定権：
現行：取締役(会)
会社法改正要綱：選解任権は監査役(会)、
報酬決定権は取締役(会)
- 選解任決定の上で、会計監査人監査への
理解の必要性の高まり、会計監査人のパ
フォーマンスの評価の必要性



監査人と監査役のコミュニケーション

(7): 新たな諸基準

- **改定監査基準(2013)**

監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない

- **不正リスク対応基準(2013)**

不正による重要な虚偽の表示の疑義、経営者の関与が疑われる不正の発見→監査役等との連携



監査人と監査役のコミュニケーション

(8): 審査会検査に関して

監査事務所に対する審査会検査関連情報の監査役への開示(日本公認会計士協会・日本監査役協会改定共同研究報告(25.11))

- 審査会検査の受検の有無
- 当該被監査会社が審査会検査対象となったか否か
- 当該被監査会社に係る監査手続きについての指摘の有無、概要



監査人の交代・引継ぎ

- 実務指針900の改定:不正リスク対応基準への対応(「重要な事項」の伝達、相互確認等)
- 監査人の交代:上場企業による適時開示
- 監査法人交代の理由:大半は「任期の満了により」(適時開示)←本当か? 監査法人交代の背景、真の理由は?
- 特に、年度途中での監査法人交代;何があったのか?
- 特定の問題監査法人への交代;「不良会計士」問題



グループ監査の問題(1)

- 在外子会社における会計不正の問題
- 国内企業の海外進出の増大(進出地域及び主体の多様化):海外における不正リスクの増大
- グループ監査の実態把握(2013~)
- 大手法人、準大手の間の差:メンバーファームの活用状況



グループ監査の問題(2)

- 構成単位(海外拠点)及び構成単位の監査人に対する理解:十分か?
- リスク評価における構成単位の重要性の検討:量的重要性に加え、質的重要性
- 構成単位の監査人とのコミュニケーション; インストラクションの有効性は?
- グループ監査人の人材育成の必要性; 英語、コミュニケーション能力等

金融検査における監査役(1)

: 監査役監査の現状

- 24年度検査基本方針での明記: 内部監査、外部監査に加え、監査役監査の実効性の検証
- 24年度検査での検証結果の分析
 - ①全般として監査役監査の機能不全: 特に常勤(社内)監査役
 - ②監査役のサポート態勢の脆弱さ: 監査役室のスタッフ、予算等
 - ③監査役会での議論が空疎: 形式的議論中心、議事録も簡潔・形式的
 - ④監査役と外部監査人(監査法人)とのコミュニケーションが不十分: 頻度、内容等
 - ⑤監査法人の選任・交代に関する監査役会・取締役会の議論: 形式的、他行との横並び意識

金融検査における監査役(2)

: 監査役監査の重要性

■ 監査役機能の検証の更なる重要性

- ①内部監査、外部監査に比べた監査役監査の脆弱さ
- ②銀行法改正(25年6月): 監査役についてのfit and proper原則の導入(監査役の適性、能力の検証の必要性)
- ③会社法改正(26年度予定): 監査役会の権限強化(特に、会計監査人の選任・解任に関する議案の決定権が、取締役会から監査役会に移管)
- ④国際的な動向: バーゼル委員会「銀行監督における外部監査」では、監査役会の機能の重視

金融検査における監査役(3)

: 実効的な監査役監査の要点

- 監査役会の構成: 知識・経歴等(特に先の銀行法改正によるfit and proper原則)
- 監査役会のサポート体制; 監査役室、事前の資料の提供等
- 監査役会・取締役会・各種委員会等への出席・議論内容(議事録作成等)
- 内部監査部門との連携

金融検査における監査役(4)

: 実効的な監査役監査の要点

- 特に監査役と会計監査人との連携・コミュニケーション(頻度、内容等):
 - ①不正リスク対応基準(25.3)
 - ②改定監査基準(25.3)
 - ③日本公認会計士協会・日本監査役協会改定共同研究報告(25.11)
- 会計監査の相当性の判断方針・手法等: 公認会計士協会レビュー(2-3年に一度)、公認会計士・監査審査会検査結果の入手等
- 会計監査人の継続・交代に関する監査役会・取締役会の議論: 会社法340条以外の観点での方針等



金融検査における 内部監査重視

- 金融危機の反省：金融機関におけるガバナンスの失敗（含む内部監査）
- 金融危機後、金融機関のガバナンスへのフォーカス：risk governance, risk culture, risk appetite等
- ガバナンス機能：リスク管理、コンプライアンスと並んで、内部監査機能の強化の必要性
- 国際的動向；①バーゼル銀行監督委員会、②米国FRB，③英国CIIT等によるあらたなガイダンス



金融機関の内部監査の 高度化の必要性

- 上記の国際的な規制動向を踏まえた、内部監査高度化の動き(特に、**G-SIFIs**)
- 他方、我が国金融機関・保険会社の内部監査の現状
 - リスクベースの内部監査の構築途上(内部監査高度化以前)
 - 依然として内部監査の基本が未構築の金融機関・保険会社(態勢、手法、人材等)



内部監査の高度化の要点

1. 事後チェック, reactive (受動的) な監査 → 未然予防, proactive (能動的) な監査
2. 規定等の準拠性の監査 → 規定そのものの妥当性、risk appetite, risk culture, governance の監査 (経営目線の監査)
3. 低い社内的地位、内部監査に対する低い期待 (ガバナンス不十分) → 経営戦略と一体になった重要なポジション (内部監査の品質評価の必要性)



未然予防・*proactive*な監査

- 損失発生、リスク顕在化の未然予防へ重点；従来の、損失発生後の事後チェックではコストが膨大
- ビジネス・リスクの理解の重要性：フロント、ミドル部署とのコミュニケーションの強化、各種会議での問題提起 (**challenge**) 等
- 内部監査の専門性に加えて、ビジネスの知識・経験の重要性
- 継続的なオフサイト・モニタリング及びそれに対応した **dynamic risk assessment** の重要性；内外環境変化、新規業務等



ガバナンス等の監査 (経営目線での監査)

- 事務不備検査<規定・リスクリミット等の準拠性の監査<ガバナンス監査
- 規定・リスクリミット等が妥当か？規定を遵守していても、そもそもrisk takeすることが適切か(risk appetiteが妥当か？)
- 表面的な規定遵守違反ではなく、根本原因(root cause)の解明
- 監査対象(audit universe)の拡大: risk appetite/culture, 経営戦略、MIS(management information system)等
- テーマ別監査, horizontal review等の活用



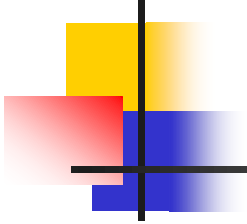
内部監査のポジション向上

- 内部監査「戦略」の明確化；経営戦略、ビジネスに沿った内部監査「戦略」
- 組織・資源；内部監査の品質、十分な資源の確保（幹部へのキャリア・パス、監査及びビジネスを理解できる優秀な人材の配置等）
- 監査結果・報告；真因（**root cause**）分析、組織横断的な脆弱性の分析（一つの事象からの横展開等）、経営陣が理解しアクションを取れる明瞭さ等
- ポジション向上に伴う、内部監査の品質評価の重要性；社内での評価に加え、外部評価の有効性



最後に、監査役への期待

- ガバナンスの上での一層重要な役割
- 公認会計士・監査審査会の活動の理解：審査会検査結果の監査人からの聴取、それを踏まえた会計監査の相当性の判断
- 内部監査・監査役監査・外部監査の連携
- 金融機関の監査役による当局検査・モニタリング結果についての理解：exit meetingへの同席、検査結果通知書の入手等（内部監査部門との連携）



ご清聴

ありがとうございました

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>